

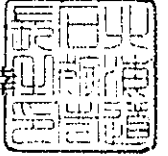
石 環 政 第 19 号

令和 2 年 8 月 28 日

石狩市環境審議会

会長 菅 澤 紀 生 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について（諮問）

石狩市地球温暖化対策推進計画を改定するに当たり、石狩市環境基本条例
第 11 条第 2 項の規定に基づき、諮問します。

石 環 審 第 12 号
令和 3 年 3 月 26 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市環境審議会
会長 菅 澤 紀 生

石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について（答申）

令和 2 年 8 月 28 日付け石環政第 19 号で諮問のありました石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、「石狩市地球温暖化対策推進計画（案）」を妥当なものと認めましたので、下記の通り意見を付して答申します。

記

1. 石狩市環境基本条例及び石狩市環境基本計画に基づき、基本理念である「世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち」の実現に努めること。
2. 計画の推進に当たり、市、事業者及び市民がそれぞれの立場から役割を認識するとともに、自主的・積極的に行動し、相互のパートナーシップの重要性を理解できるよう、本計画の趣旨と内容を広く周知すること。
3. 本計画の進行管理にあたっては、施策の進捗状況を明らかにするとともに、世界や国による新たな動きを捉え、必要に応じて計画を見直すこと。